

— 平成 2 3 年 度 —

兵庫県建設業新分野進出支援金募集案内

兵庫県では、建設業者の皆様の新分野への進出を支援することにより、建設産業の活力の再生や建設業従事者の就業機会の確保につなげる一方、農業分野への労働移転や不足する医療・福祉人材の育成、新たなビジネスチャンスである環境分野への事業展開を支援します。

●補助対象者●

- 1 兵庫県内に本店を有する事業者で次の要件を満たし、かつ、2の要件も満たす者
 - (1) 兵庫県内に本店を有し、3年以上建設業を営む中小企業者（*）で、建設業法に基づく建設業許可を有している方
 - * 資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社、又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社または個人
 - (2) 新分野進出等を実施するために設立された法人で出資者のうち、(1)に該当する者による出資割合の合計が50%を超えている法人
- 2 事業計画を作成の上、農業、林業、漁業、医療・福祉分野（*1）及び環境分野（*2）に進出しようとする方
 - * 1 日本標準産業分類の大分類「A 農業、林業」「B 漁業」「P 医療、福祉」に属する事業
 - * 2 日本標準産業分類の大分類「D 建設業」以外の大分類に属する事業で、かつ環境負荷低減につながる事業

●補助対象事業●

事業の区分	事業の内容
先進事例・市場動向等調査事業	新分野進出に向けて、事業計画の策定のための専門家の指導・助言の受入れや、先進事例や市場動向等について調査する事業
資格取得事業	新分野進出先で必要となる資格・技能等を習得するための研修会・講習会等に参加する事業
販路開拓事業	新分野進出に際して、展示会の開催・出展、カタログ・チラシ・パンフレット・ホームページの作成等、販路開拓手段の整備や営業活動等に取り組む事業
新商品開発事業	新分野進出に際して、試作品等の開発及び知的財産の取得に取り組む事業
その他の事業	定款の変更等、具体的に新分野に進出するにあたっての手続き等による事業

●補助対象経費●

事業区分	補助対象経費
先進事例・市場動向等調査事業	・講師謝金、講師旅費、専門家謝金、専門家旅費、調査委託費 ・職員旅費、資料購入費、印刷製本費、調査研究費、通信運搬費
資格取得事業	・職員旅費、受講料、受験料、資料購入費
販路開拓事業	・会場使用料・賃借料、出展登録料、広告宣伝費 ・職員旅費、通信運搬費、印刷製本費、委託料
新商品開発事業	・専門家謝金、専門家旅費、調査委託費、特許権等産業財産申請経費 ・原材料費、消耗品費 ・職員旅費、通信運搬費
その他の事業	・報酬 ・その他具体的に新分野進出手続き等を行うための事業に必要な経費として、上記に掲げるもののほか、知事が特に認めた経費

* 補助対象経費は、補助事業期間中に実施する事業に対して支出（支払いが現実に行われるもの）する経費に限られるため、既に事業着手したもの、終了したものは補助の対象とはなりません。

* 国や地方公共団体、独立行政法人等から補助金等を受けているもの、又は事業等を活用しているものは補助の対象となりません。

* 領収書等によって明細を確認できない経費は補助の対象となりません。

★補助率・補助限度額★

・ 補 助 率：補助対象経費の 1 / 2 以内

・ 補助限度額：50万円

★応募方法★

・ 所定の「兵庫県建設業新分野進出支援金事業計画書」に必要事項を記入の上、下記提出先まで提出してください。詳細は問い合わせ先へ。

・ 事業計画書の様式は下記の県ホームページからダウンロード可能です。

(<http://web.pref.hyogo.lg.jp/contents/000180000.doc>)

★補助予定件数★：15件（予定）

★受付開始時期★：平成23年4月1日（金）～

（※なお、補助採択予定金額に達した段階で受付は終了させていただきます。）

【提出先・問い合わせ先】

兵庫県県土整備部県土企画局総務課 建設業室

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1

電話 078-362-9249 / FAX 078-362-3840